

オウム真理教対策住民協議会ニュース

鳥山地域
オウム真理教対策
住民協議会

40,000人署名を開始しました。ご協力お願いいたします。 裏面に署名用紙があります

観察処分と言っても、すぐに理解出来る人は少ないかもしれませんが、地下鉄サリン事件で多くの死傷者を出したオウム真理教、その後継団体(ひかりの輪・アレフ)の活動を規制する目的で、観察処分が2,000年(平成12年)に施行されました。それから17年間、両団体が危険な活動を起こさなかったことは、観察処分の効力です。公安審査委員会により3年毎に、観察処分更新の審査がありますが、過去5回は各地の住民協議会の奮闘で期間を更新させてきました。6回目は来年の1月が期限となります。公安審査委員会に更新の意思を伝えるには、要請行動と共に、署名をたくさん集めることが力となります。今月号の裏面に署名用紙となっています。家族・親戚・友人・知人・行きつけのお店の人・同級生・職場の人・学校の友達などにたのんでください。足りなければコピーしていただいても結構です。

(A4に縮小可)。9月末日が署名の締切りです。年齢は問いません。オウム真理教に反対の意志がある方ならどなたでも結構です。対象地域は日本全国です。40,000人署名にご協力をお願いいたします。



第11回
リサイクルバザー会場
の様様



※署名用紙の送付先..

世田谷区鳥山総合支所内

鳥山地域

オウム真理教対策住民協議会

〒157-0062

世田谷区南鳥山6-22-14

TEL03-3326-1202

※観察処分…無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)が、平成11年に議員立法で制定されました。この法律にオウム真理教(アレフ・ひかりの輪)の活動を規制する観察処分の条項があります。団体規制法の見直しの期間は5年、観察処分の更新期間は3年となっています。

平成29年度鳥山地域オウム真理教対策住民協議会 総会開催

平成29年度鳥山地域オウム真理教対策住民協議会が、4月28日鳥山総合支所2階会議室にて開催された。

来賓として世田谷区から、板垣副区長が出席した。総会は古馬会長の開会挨拶、瀧澤実行委員長の議長で始まり、平成28年度事業・決算・監査の各報告が行なわれた。事業報告では、オウム真理教の監視では365日の監視活動、年2回の抗議デモ・学習会、募金活動は一年で26回、ニュースは年10回発行、リサイクルバザーの開催

が報告された。

事業・決算・監査の報告が全員の拍手で承認され、平成29年度事業計画・予算案の提案へと議事が進められた。

事業計画では、これまでの各種活動の継続が提案され、特に今年には観察処分の6回目の更新に向け40,000筆の署名を集めることが報告され大きな拍手で決定された。総会終了後、第150回実行委員会が開催され、第34回抗議デモ・学習会の実施計画が終了した。

第11回リサイクルバザー開催

4月8日(土)今年も晴れてとの願いも空しく、朝から小雨模様の中、外へ逃げようか、センターの中の通りセンター広場に品物を広げて、第11回オウム対策住民協議会リサイクルバザーが行われた。時々小雨の降る中、大勢の人が来場し、大人服・子供服・雑貨や瀬戸物・ガラスもどんどん売れて行きました。えっ、と思われる大きな鉄の置物や、座椅子なども売れて行き、やっ！という感じでした。大きなキャスター持参で早くから並んでくれた人。お母さんと話し合いなが

らフリフリのついたスカートを買った子どもの笑顔。「今年も楽しみにしていたよ」と100円コーナーでマニキュアや口紅を買ってくれた、顔なじみのおばちゃんたち。私たちも一年に一度の出会いを楽しんだ一日でした。バザー開催にあたり、物品の寄附をしてくださいました皆様、ご協力本当にありがとうございました。当日のバザー売上と募金をあわせて579,988円となりました。大切に私たち住民協議会の活動資金として使わせていただきます。これからもご支援ご協力よろしくお願い申し上げます。

オウム真理教(アレフ・ひかりの輪)に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく「観察処分」の更新を求める署名

現在、オウム真理教(アレフ・ひかりの輪)は団体規制法に基づく「観察処分」に付されており、その期限が平成30年1月末となっています。

教団は、「アレフ」「ひかりの輪」に内部分裂して、独自の活動を展開しておりますが、本質はオウム真理教と何ら変わっておらず、双方に対する「観察処分」が更新されないと、教団は「国から安全な団体と認知された」として、私たちの身近な地域で布教活動をはじめとして宗教を装った教団の活動を、さらに巧妙且つ積極的に展開することは火をみるよりも明らかです。

私たちは、教団の魔の手から将来ある子どもたちや若者を守ることはもちろん、地域全体の安全な生活を取り戻したいと願っています。そのためには何としても観察処分の更新が必要です。そこで、地域住民として6度目の「観察処分」の更新を強く求めます。

平成29年4月

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬 一行

法 務 大 臣 様
公 安 調 査 庁 長 官 様
公 安 審 査 委 員 会 委 員 長 様

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		

※○世田谷区外の方もご協力をお願いします。

○署名期限は、9月末です。下記住民協議会か、お近くのまちづくりセンターまでご持参ください。

○署名いただいた個人情報については、厳重に保管し、この目的以外には使用いたしません。

【連絡・提出先】 烏山地域オウム真理教対策住民協議会

〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所内

電話03(3326)1202 FAX03(3326)1050